

2021年3月23日

各 位

会 社 名 船井電機株式会社  
代表者名 代表取締役 執行役員社長  
船越 秀明  
(コード：6839、東証第一部)  
問合せ先 IR・広報室長 大谷 恭  
(TEL. 072-870-4395)

会 社 名 株式会社秀和システムホールディングス  
代表者名 代表取締役 上田 智一

**株式会社秀和システムホールディングスによる船井電機株式会社株券等  
(証券コード6839) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社秀和システムホールディングスは、本日、船井電機株式会社の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社秀和システムホールディングス（公開買付者）が、船井電機株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2021年3月23日付「船井電機株式会社株券等（証券コード6839）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2021年3月23日

各位

会社名：株式会社秀和システムホールディングス  
代表者名：代表取締役 上田智一

## 船井電機株式会社株券等（証券コード：6839）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社秀和システムホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、2021年3月23日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場する船井電機株式会社（証券コード：6839、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の②で定義いたします。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権の取得及び所有等を主たる目的として、2020年9月28日付で設立された株式会社であり、株式会社秀和システム（以下「秀和システム」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。秀和システムは、上田智一氏が代表取締役を務め、その発行済株式の全てを所有しており、IT関連・ビジネス関連を中心とする書籍出版事業、システム構築事業及びソフトウェア開発事業を営んでおります。また、株式会社秀和グループ（以下「秀和グループ」といいます。）は上田智一氏が代表取締役を務め、秀和システムの完全子会社として2018年3月に設立されており、様々な事業を営むグループ会社の株式を所有することにより、それらのグループ会社の事業活動を管理することを主たる事業としております。なお、公開買付者並びに秀和システム、秀和グループ、及び上田智一氏は、本日現在、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

公開買付者は、2021年3月23日、対象者を完全子会社とすることを目的とし、対象者株式が上場廃止となることを前提とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、東京証券取引所市場第一部に上場している対象者株式（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者の創業者である故船井哲良氏の長男であり、対象者の主要株主であり筆頭株主である船井哲雄氏（所有株式数：11,738,780株、所有割合（注1）：34.18%、以下「船井哲雄氏」といいます。）が所有する本不応募株式（以下に定義されます。以下同じです。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）（以下「本対象者株式」といいます。）及び本新株予約権の全てを取得するために、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2021年2月10日に提出した「第69期 第3四半期報告書」（以下「対象者第3四半期報告書」といいます。）に記載された2020年12月31日現在の発行済株式数（36,130,796株）に、対象者から2021年2月13日に報告を受けた2020年12月31日現在残存し、本日現在行使可能な2014年度新株予約権、2016年度新株予約権及び2017年度新株予約権（いずれも下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の②で定義いたします。以下同じです。）の数の合計である2,292個（注2）の目的となる対象者株式の数（229,200株）を加算した株式数（36,359,996株）から、対象者が2021年2月8日に公表した「2021年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2020年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（2,011,830株）を控除した株式数（34,348,166株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。なお、本新株予約権のうち2019年度新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の②で定義いたします。以下同じです。）については行使期間の初日が2021年9月1日であり、本公開買付けにおける買付け等の期間中に2019年度新株予約権を行使することはできないため、2019年度新株予約権の目的となる対象者株式の数（173,000株）は発行済株式

数に加算しておりません。

(注2) 公開買付者が、対象者から2021年2月13日に報告を受けた2020年12月31日現在の本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

| 新株予約権の名称    | 2020年12月31日現在の個数<br>(個) | 目的となる対象者株式の数(株) |
|-------------|-------------------------|-----------------|
| 2014年度新株予約権 | 93                      | 9,300           |
| 2016年度新株予約権 | 894                     | 89,400          |
| 2017年度新株予約権 | 1,305                   | 130,500         |
| 2019年度新株予約権 | 1,730                   | 173,000         |

本取引は、①本公開買付け、及び、本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、本対象者株式及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に対象者が行う株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を通じて、対象者の株主を船井哲雄氏及び公開買付者のみとすること、②対象者自己株式取得(以下に定義されます。以下同じです。)を実行するための分配可能額を確保することを目的として、対象者において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少((注3)、以下「本減資等」といいます。)を行うこと、並びに③本公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件として対象者によって実施される本不応募株式の全てを取得する自己株式取得(以下「対象者自己株式取得」といいます。)からそれぞれ構成され、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しております。

(注3) 本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金又はその他利益剰余金へ振り替える予定です。

本公開買付けに際し、秀和グループ(公開買付者の設立後は公開買付者及び秀和グループ)は、2020年3月10日、船井哲雄氏との間で船井哲雄氏の所有する対象者株式の譲受けの検討についての独占交渉権に関する合意書を締結した上で、船井哲雄氏との間で継続的に協議・交渉を実施してきました。その結果、公開買付者、秀和システム及び船井哲雄氏は、2020年10月上旬、①本取引の実現にあたって、船井哲雄氏以外の対象者の株主の皆様により高い価格での売却機会を提供するために、船井哲雄氏の所有する対象者株式1株当たりの取得価格を船井哲雄氏以外の対象者の株主の皆様が所有する対象者株式1株当たりの買付価格より低く設定することにより、船井哲雄氏の所有する対象者株式1株当たりの取得価格と船井哲雄氏以外の対象者の株主の皆様が所有する対象者株式1株当たりの買付価格とを同額に設定した場合と比較して、対象者株式1株当たりの買付け等の価格を高く設定すること、②そのために、船井哲雄氏は本公開買付けには応募せず、対象者株式が本公開買付け及び本株式併合を経て上場廃止となった後に、(i)対象者自己株式取得、又は、(ii)公開買付者による相対取得により船井哲雄氏の所有する対象者株式全てを1株当たり400円で売却することについて、三者の意向を確認しました。また、公開買付者、秀和グループ及び船井哲雄氏は、2020年12月5日に、(ii)のスキームではなく(i)のスキームを採用する方が、公開買付者の資金調達コストの低減の観点からメリットが大きいことから、(i)のスキームを採用することを合意しました。加えて、同日、公開買付者及び秀和グループは、本取引による船井哲雄氏の経済的負担を軽減するため、船井哲雄氏との間で、本不応募株式1株当たりの取得価格を400円から403円に増額することを合意いたしました。さらに、公開買付者、秀和グループ及び船井哲雄氏は、2020年12月28日、対象者自己株式取得について、対象者自己株式取得自体は、対象者株式の上場廃止後に速やかに効力を発生させる一方で、対象者自己株式取得により対象者の財政状況及び運転資金等に悪影響が生じることを避ける観点から、対象者自己株式取得の対価の支払いは、対象者自己株式取得時には実施せず、当該対価の支払日を公開買付者が株式会社りそな銀行(以下「りそな銀行」といいます。)との間で締結する本取引の決済資金に係る融資契約に定める元本返済日以降、対象者の財政状況及び運転資金等の状況を踏まえて別途、公開買付者、対象者及び船井哲雄氏の間で誠実に協議の上合意する日とすることを合意しました。

その結果、公開買付者、秀和グループ、対象者及び船井哲雄氏は、2021年3月23日付で、①船井哲雄氏

は、船井哲雄氏が所有する対象者株式 11,738,780 株（所有割合：34.18%、以下「本不応募株式」といいます。）の全てについて本公開買付けに応募しないこと、②対象者は、本公開買付けの成立後に本株式併合を実施し、本株式併合により対象者の株主が船井哲雄氏及び公開買付者のみとなった後に、本減資等を実施すること、及び、船井哲雄氏の所有する対象者株式 1 株当たりの取得価格を船井哲雄氏以外の対象者の株主の皆様が所有する対象者株式 1 株当たりの買付価格 918 円より低い 403 円に設定して対象者自己株式取得を実施すること、③船井哲雄氏は、対象者自己株式取得に応じて本不応募株式を対象者に売却すること及び対象者自己株式取得の対価の支払日を、公開買付者がりそな銀行との間で締結する本取引の決済資金に係る融資契約に定める元本返済日以降、対象者の財政状態及び運転資金等の状況を踏まえて別途、公開買付者、秀和システム、対象者及び船井哲雄氏の間で誠実に協議の上合意する日とすることを含む本取引に係る諸条件について合意し、公開買付者、秀和システム、対象者及び船井哲雄氏の間で、かかる諸条件について定めた資本政策に関する契約を締結しております。

また、公開買付者は、2021 年 3 月 23 日付で、対象者の第 9 位の大株主であり、創業家一族の資産管理会社として設立された株式会社船井興産（所有株式数：470,000 株、所有割合：1.37%）、有限会社エフツー（所有株式数：470,000 株、所有割合：1.37%）及び有限会社 T & N（所有株式数：470,000 株、所有割合：1.37%）との間で、それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：1,410,000 株、所有割合の合計：4.11%）について本公開買付けに応募する旨の契約をそれぞれ締結しております。

加えて、公開買付者は、対象者の第 3 位の大株主であり、船井哲雄氏が理事長を務める公益財団法人船井情報科学振興財団（所有株式数：1,740,000 株、所有割合：5.07%、以下「船井情報科学振興財団」といいます。）から、2021 年 3 月 13 日に開催された臨時理事会において、対象者の取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をした場合には、別途正式な理事会決議、及び、評議員会決議を取得すること前提に、船井情報科学振興財団が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の方針を確認した旨の連絡を 2021 年 3 月 14 日に受けております。また、公開買付者は、対象者の第 12 位の大株主であり、船井哲雄氏が理事長を務める公益財団法人船井奨学会（所有株式数：462,000 株、所有割合：1.35%、以下「船井奨学会」といいます。）から、船井奨学会が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けへの応募に向けて、本日以降、速やかに、理事会決議及び評議員会決議を取得する予定であるとの連絡を 2021 年 3 月 17 日に受けております。なお、船井情報科学振興財団及び船井奨学会は、本公開買付けに応募する旨の決議に関する条件を設定しない予定とのことです。また、公開買付者は、船井情報科学振興財団及び船井奨学会（船井情報科学振興財団及び船井奨学会の所有株式数の合計：2,202,000 株、所有割合の合計：6.41%）との間で本公開買付けに関して応募契約は締結しておりません。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限（注 4）を 11,160,020 株（所有割合：32.49%）としており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。本公開買付けにおいては、対象者を完全子会社化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされるため、本取引の実施を着実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び船井哲雄氏が対象者の総株主の議決権の 3 分の 2 以上を所有することとなるよう買付予定数の下限を設定したものです。一方、本公開買付けにおいては、対象者の完全子会社化を企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,160,020 株）以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 4）本公開買付けにおける買付予定数の下限（11,160,020 株、所有割合：32.49%）は、対象者第 3 四半期報告書に記載された 2020 年 12 月 31 日現在の発行済株式数（36,130,796 株）に、対象者から 2021 年 2 月 13 日に報告を受けた 2020 年 12 月 31 日現在残存し、本日現在行使可能な 2014 年度新株予約権、2016 年度新株予約権及び 2017 年度新株予約権の数の合計である 2,292 個の目的となる対象者株式の数（229,200 株）を加算した株式数（36,359,996 株）から、対象者第 3 四半期決算短信に記載された 2020 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（2,011,830 株）を控除した株式数（34,348,166 株）に係る議決権の数（343,481 個）の 3 分の 2 以上となる議決権の数（228,988 個）に、対象者の単元株式数である 100 株を乗じた数（22,898,800 株）から、本日現在の本不応募株式 11,738,780 株を控除した株式数に設定しております。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

船井電機株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

(i) 2014年6月20日開催の対象者定時株主総会及び2014年9月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された平成26年度第1回新株予約権（以下「2014年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年9月1日から2023年8月31日まで）

(ii) 2016年6月28日開催の対象者定時株主総会及び2017年1月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された平成28年度第1回新株予約権（以下「2016年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年9月1日から2023年8月31日まで）

(iii) 2017年6月28日開催の対象者定時株主総会及び2017年11月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された平成29年度第1回新株予約権（以下「2017年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年9月1日から2024年8月31日まで）

(iv) 2019年6月26日開催の対象者定時株主総会及び2019年8月5日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2019年度新株予約権（以下「2019年度新株予約権」といい、上記(i)から(iv)の新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年9月1日から2026年8月31日まで）

(3) 買付け等の期間

2021年3月24日（水曜日）から2021年5月10日（月曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金918円

2014年度新株予約権1個につき、金1円

2016年度新株予約権1個につき、金1円

2017年度新株予約権1個につき、金1円

2019年度新株予約権1個につき、金1円

(5) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数          | 買付予定数の下限       | 買付予定数の上限 |
|--------|----------------|----------------|----------|
| 普通株式   | 22,782,386 (株) | 11,160,020 (株) | — (株)    |
| 合計     | 22,782,386 (株) | 11,160,020 (株) | — (株)    |

(6) 決済の開始日

2021年5月14日（金曜日）

(7) 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2021年3月24日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上